

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第12号

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則

新潟市行政組織規則（平成19年新潟市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第5条政策企画部広報課の項を次のように改める。

広報課 広報戦略室

第5条福祉部保険年金課の項を次のように改める。

保険年金課 給付係 高齢者医療係 保険料係 健康支援推進室

第5条都市政策部技術管理課の項を次のように改める。

技術管理課 工事検査室

第5条都市政策部工事検査課の項を削り、同条下水道部経営企画課の項を次のように改める。

経営企画課

第6条政策企画部政策調整課の項第5号を次のように改める。

(5) 地方版総合戦略に関する事項

第6条政策企画部政策調整課の項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) SDGsの推進の総括に関する事項

第6条環境部環境対策課の項中第18号を削り、第19号を第18号とし、同条都市政策部技術管理課の項第15号を次のように改める。

(15) 工事の検査に関する事項

第6条都市政策部技術管理課の項に次の1号を加える。

(16) 工事に係る設計、測量、試験及び調査の検査に関する事項

第6条都市政策部工事検査課の項を削り、同条建築部住環境政策課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条土木部道路計画課の項第11号を削り、同条総務部総務課の項第18号を次のように改める。

(18) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第 号）の施行に係る総括に関する事項

第6条総務部情報システム政策課の項中「情報システム政策課」を「情報システム課」に改める。

第14条児童相談所の項を次のように改める。

児童相談所

家庭支援課 管理係 家庭支援第1係 家庭支援第2係 家庭支援第3係 虐待対策第1係 虐待対策第2係 虐待対策第3係

こども相談課 相談受理係 判定係 一時保護室

第14条東部地域土木事務所の項及び西部地域土木事務所の項を削る。

第15条新田清掃センターの項第3号を次のように改める。

(3) 赤塚処分地管理事務所に関する事項

第15条亀田清掃センターの項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条の2第1項の表中

「

亀田清掃センター	新津クリーンセンター
	太夫浜処分地管理事務所

」

を

「

亀田清掃センター	新津クリーンセンター
----------	------------

に改め、同条第2項の表太夫浜処分地管理事務所の項を削り、同条第3項赤塚処分地管理事務所及び太夫浜処分地管理事務所（以下「処分地管理事務所」という。）の項中「及び太夫浜処分地管理事務所（以下「処分地管理事務所」という。）」を削る。

第34条第1項の表及び第46条の表中「処分地管理事務所」を「赤塚処分管理事務所」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。